

平成 15 年 11 月 28 日
京都信用金庫

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の 進捗状況及びそれに対する評価（平成 15 年 4 月～9 月）

当金庫では平成 15 年 3 月 28 日に金融庁より公表された「リレーションシップバンキングの機能強化計画に関するアクションプログラム」に基づき機能強化計画を策定し、公表致しました。今般、機能強化計画の上半期（平成 15 年 4 月～9 月）における進捗状況を以下のとおり公表いたします。

平成 15 年 9 月 27 日には創立 80 周年を迎え、「地域との共存共栄」という原点をより一層大切にする為、たくさんのお客様を本店ビルに迎え顧客懇親会を開催し、参加いただいたお客様と当金庫とで地域への「感謝」の気持ちを「かたち」に表したいという思いから京都市動物園に象舎日除けテントを寄贈し、滋賀・北大阪の公園にベンチを寄贈しました。そのほかには鴨川清掃への参加や「おこしやす京都ツデーマーチ」に特別協賛する等、地域に「感謝」の気持ちを「かたち」に表してまいりました。

80 周年記念事業の一環である Thanks80 シリーズとして様々な預金商品、融資商品を発売し、更に、女子制服を刷新し、新店舗として 4 月に南草津支店（滋賀ローンセンター併設）9 月に枚方東支店（北大阪ローンセンター併設）を開設するなど、新しい制服・新しい店舗でお客様をお迎えしました。

・「中小企業金融の再生に向けた取組み」

産学官や政府系金融機関あるいは、中小企業センターと様々な形で連携を図る為、大学毎、政府系金融機関毎に担当を設置し、情報交換を図るなど連携強化を図っております。特に、大学等研究機関との連携を軸とした産学官連携による中小企業支援の為に、企業金融部に「リエゾンオフィサー」を 11 月より新設いたします。再生支援課の担当者を中心として外部研修会等にも積極的に参加し、各種再生手法を検討すると共に企業金融塾を生かして企業を見る目をもった専門的な人材の育成に努めました。更に、ターンアラウンドスペシャリスト育成の為に、職員の短期出向を 10 月より開始いたします。ただ各種再生手法等は当金庫のお客様にはなじみが薄いため、十分に内容を検討するとともに、お客様と当金庫が一体となって取組む必要があると認識しております。

新しい取組みとしては、ローンレビューの方法、証券化や財務諸表の精度を融資条件に活かす新プログラム等を検討する為の準備を進めており、信用リスクデータベースを整備しスコアリングシステムの構築を始めました。

お客様への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能を強化するためには、約定書の見直しや地域金融円滑化会議に積極的に参加し、苦情事例等に基づき会議や研修会を通じ再発防止に努めてきました。

・「当金庫の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」

法令等を遵守した適切な自己査定や償却引当、あるいは正確な担保評価を行うという従来から一貫した姿を継続すると共に、信用リスクデータベースの整備を行い、整合の取れた格付や債務者区分を構築する為に、新格付制度の導入を検討する為の準備を始めました。

またガバナンスの強化という点では既に実施している半期開示や外部監査だけではなく、総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員の意見を反映させる仕組等の整備について情報公開についての方法を検討しております。

そのほか役職員の法令遵守と言う観点からは、社内の様々な会議や研修会を通して意識の高揚・浸透を図り、更に外部研修会に参加しレベルの向上を図っております。資格取得の為にはコンプライアンスオフィサー2級の試験を積極的に受験し、上半期で47名の合格（合格者累計767名）と着実に役職員のレベルの向上が図れております。今後更に全員の積極的な参加により、レベルの維持・向上が図れるものと考えております。

上記のようにそれぞれの項目について前向きに取り組んでおり、計画・検討段階のものについては早急に実現できるように、そして90周年、100周年と地域から「信頼され選ばれる金融機関」でありつづけるよう取り組んでまいります。

以上

機能強化計画の進捗状況（要約）

アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況（別紙様式1）

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4月～9月)	備考（計画の詳細）
		15年度	16年度		
・ 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	新事業支援融資を審査する企業金融部の機能強化と総合的な支援サービスの提供を行います。	「経営革新法等申請支援担当者」の新設と各地の中小企業支援センターと連携します。	企業実査プログラムの整備と事後モニタリング実査を試行の後に本格稼働させます。	平成15年9月に「経営革新法」等申請支援担当者を2名新設し、その機能増進を図るために、京都府中小企業総合センターの経営革新法及び創造法の申請説明会に参加しました。	創業時点での支援パッケージ商品の開発をします。
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	企業金融塾を入門コース、上級コース、目利き養成コースに発展させ、内容の充実と対象人員の増加を図っていきます。	企業金融塾の「上級コース」プログラムを作成します。	上級コースを実施します。 「目利き養成コース」プログラムを作成します。	企業金融塾については、14年度下期より第3期（34名）の金融塾を開始し、15年上期7月で終了しました。その間、6回に亘り事例研究等の研修を行い、更に取引先4社への企業訪問による実地研修を行ないました。これで1期 90名 2期 61名 3期 34名 計 185名の金融塾卒業生となり、引き続き、来年度から始める企業金融塾の上級コース等の準備を始めました。	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	京都、滋賀南部という大学の集積エリアを営業基盤とする金融機関として産学連携を強化します。	企業金融部にリエゾンオフィスを新設します。 龍谷大学レックを含め、6大学センターとの情報交流を開始します。 日本政策投資銀行との連携の強化を検討します。	6大学センターの情報を当金庫の若手経営者サクル「京信JOC」等に還元するサービスを開始します。	京都商工会議所と各大学のリエゾンオフィスが連携した「大学シズ事業化懇談会」に参加し、各大学で現在進められている独自の技術シズ等の情報収集をはかりました。訪問先は、京都府立大学・京都産業大学・立命館大学・龍谷大学・同志社大学・京都大学です。	6大学センター：龍谷大学エクステンションセンター、京都大学国際融合創造センター、京都工芸繊維大学地域共同センター、同志社大学リエゾンオフィス、立命館大学リエゾンオフィス、京都産業大学研究機構産学連携係
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	各政府系金融機関との連携を強化します。	各金融機関との協調融資プログラムを検討します。	各金融機関との協調融資プログラムを検討します。	中小企業金融公庫京都支店担当者として「新事業支援融資制度」および「事業再生融資制度」等について情報交換会を開催。審査部、企業金融部に、政投銀・中小公庫・商工中金・国金の担当者を配置し、情報交換、協調融資等の連携のためパイプ作りを始めました。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4月～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
(5) 中小企業支援センターの活用	企業金融部にリエゾンオフィサーを新設します。 営業エリア内にある12の中小企業支援センターを活用し、創業・新事業支援機能を強化します。	各中小企業支援センターとの定期的な情報交換システムを確立します。	各中小企業支援センターとの連携による創業支援事例を得るようにします。	当金庫エリアにある各支援センターに情報の提供を依頼、各支援センターで行われている様々なセミナー・講演の提供を貰い、適宜参加しています。	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	取引先企業に対する経営相談支援機能を強化します。 京信JOCなどの顧客サークル活動を通じてビジネスマッチング活動などを強化します。 最も重要なコンサルティング業務は財務コンサルティング業務であるとの認識で、より質の高い支援業務の提供を目指します。	「京信情報サ-ビスシート」による情報提供件数の増加を図っていきます。	16年度「京信」JOC活動計画にビジネスマッチング活動を加えるように提案します。 「中小会社会計基準適用に関するチェックシート」の利用を合意できる会計士・税理士とともに協同で財務コンサルティングを行うサービスプログラムを検討します。	情報サービスシートにより情報を収集・活用し大学が持つ事業シーズと企業のニーズを結びつけるようなビジネス・マッチングを行う準備を始めました。	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	再生可能と思われるすべての取引先の再生を支援するとともに結果を年1回公表し、モニタリングを強化し、財務コンサルティング・金融支援を強化します。	企業再生支援課の担当者を再生セミナーに参加させます。 不良貸出先の再生可能性を検討します。		企業再生支援課担当が様々な再生セミナーへ参加しました。 プロタッグ中小企業再生セミナーに7名参加(4/16) 全信協企業再生支援講座に2名参加(6/16～19) 法人コンサルティングスキルレベルアップ講座に7名参加(6/21) 経営改善書作成セミナーに2名参加(7/8) リレーションシップバンキングセミナーに2名参加(8/6) 中小企業地域再生支援担当者等研修に審査役7名参加 セミナーの内容 ・中小企業地域再生支援対策の概要 ・支援対象企業の分析視点と再生可能性の見極め方 ・企業再生手法の概要 ・キャッシュフロー経営管理の進め方 ・再生支援業務の進め方・留意点 「整理回収機構の企業再生機能に関する説明会」に1名参加(全信協主催) RCCの再生業務フローとポイント(H15.09.02)	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4月～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	企業金融塾に「上級コース」「目利き養成コース」を新設します。 社内外研修受講実績などの人事情報を整備します。	社内外研修受講実績などの人事情報を整備します。	企業金融塾に「上級コース」を新設し「目利き養成コース」を準備します。	研修受講者の人事情報を整備し計画的な人材育成を図るシステムを検討しています。	
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	同様のプログラムが始まれば協力します。	同プログラムに協力します。	同プログラムに協力します。	同プログラムについてまだ開始されてません。	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	融資事後モニタリングを強化し、早期再生のための措置を行います。	取引先の事業変調をモニタリング出来る財務指導等を選定します。	全取引先を対象とした自動モニタリングシステムの開発、財務制限条項の導入検討、個人保証の見直しを行います。	取引先の経営再生計画作成支援システムとして「MAP経営シミュレーション」の導入を検討をしています。	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	企業再生ファンドの組成の可否を17年3月までに検討します。	企業再生ファンドの組成の可否の検討に着手します。	企業再生ファンドの組成の可否を検討します。	企業再生ファンドの組成について検討を始めました。	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	DIPファイナンス及びそれに準じる再生ファイナンス取扱方法を検討します。	DIPファイナンス及びそれに準じる再生ファイナンス取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	デット・エクイティ・スワップの取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	DES, DIPファイナンス等について検討しましたが具体的な適用可能事例はありませんでした。下期についても引き続き検討を行います。	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の取扱方法を検討し、有効な再生事例があれば積極的に活用していきます。	全信協主催の中小企業再生型信託スキーム研修会に参加し、企業再生ファンドの活用方法の検討を行い、融資審査会に報告します。	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	全信協主催の中小企業再生型信託スキーム研修会に参加しました。 その他、全信協企業再生支援講座に2名参加(6/16～19)し、活用方法を検討しました。	
(5) 産業再生機構の活用	産業再生機構の活用方法を検討し、有効な再生事例があれば積極的に活用していきます。	産業再生機構の活用方法を検討し、融資審査会に報告します。	活用方法を検討し、有効な事例があれば積極的に活用していきます。	産業再生機構の活用方法を検討しています。下期についても引き続き検討します。	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	中小企業再生支援協議会に協力し、その機能を活用します。	第一号議案を京都府中小企業再生支援協議会に持ち込み再生計画を検討します。	平成16年9月までに3件の事案を持ち込むことを目標とします。	第一号議案を再生支援協議会に持ち込み再生計画を検討中です。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4月～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	研修の活用だけでなく、企業への短期間出向等を行い、ターンアラウンドスペシャリストを育成します。	再生支援のための短期間出向を開始します。	ターンアラウンド・スペシャリストの認定基準を整備します。	下期(平成15年10月)に人材派遣するために、相手企業との契約書の作成や具体的な職員選定などを行いました。	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	中小企業に適用可能な財務制限条項を検討します。 信用リスクデータベースを活用したスコアリングシステムを確立します。 代表者保証の運用適正化を検討します。	大口取引先のローンレビュールールを整備し、融資審査会に報告します。	大口取引先に適用可能な財務制限条項を検討します。 信用リスクデータベースを活用した、スコアリングシステムを確立します。	ローンレビュールールについて方法、回数、時期等様々な角度から検討をしています。	財務制限条項などを活用し、ローンレビューを日常的に行うことで、過度な担保、保証への依存のない新しい金融サービスを展開してまいります。
(3) 証券化等の取組み	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権証券化の検討を行っています。	証券化等の取組みが、取引再生中小企業への新しい金融サービスとして有効かどうかを検討します。
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	日本税理士連合会が作成した「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」をベースに、取引条件を債務者有利なものとするプログラムを新設いたします。	新プログラムの検討を行います。	新プログラムを新設し適用してまいります。	取引先税理士とチェックリストの活用方法を検討しています。	取引先の財務諸表の精度が相対的に高い場合には、取引先がより有利な借入条件を適用できるようなプログラムを新設します。
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	取引先の財務データ、取引データ、倒産データをデータ化し将来の倒産確率、貸倒れ予想額を計算しスコアリングを行います。	データベースを整備し、スコアリングシステムを完成させます。	スコアリングシステムを活用し、適正金利水準や収益状況の把握、審査の効率化を図ります。	信用データベースを整備し、スコアリングシステムの構築を行っています。	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	既存先も新約定書で変更契約を締結します。 他の債権書類は内容の説明を受けた確認署名欄のある書式に変更してまいります。	各種書類について書式改定等々を検討します。	書式改訂等の実施を予定しております。	基本約定書と同様、顧客に対し契約内容、融資条件等を説明し、顧客から確認をした旨の署名・捺印欄を設ける契約書に書式改訂することを検討しました。 更に、債務者、保証人、担保提供者についても同様の書式とし確認署名・捺印欄を設けるなど書式改訂について検討しています。	債務者、保証人、担保提供者等に対し契約内容に従い、様々な融資条件を説明の上、借入・保証(担保提供)意思を確認します。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4月～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	会議・研修等で他行庫の事例等を紹介し、当金庫の業務に活かしていきます。	同会議へ積極的に参加し、業務に活かします。	前年度スケジュールを継続実施します。 前年度発生事例に基づく研修を行います。	第1回会議(6/24)、第2回会議(8/25)にコンプライアンス部長と審査課長の2名が各出席し、各行の苦情処理対応につき情報・意見交換を行いました。	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	本部関係部署から苦情に基づく徹底・改善を図ります。 会議・研修を行い予防・再発防止に努めます。	苦情に基づく全店への徹底・改善と結果報告により再発防止を図ります。 会議・研修等で苦情に基づく研修・徹底を行い予防・再発防止に活かします。	前年度スケジュールを継続実施します。 前年度発生事例に基づく研修を行います。	苦情事例に基づき関係部署から全部室店に再発防止策を徹底しました。また支店長研修、コンプライアンスオフィサー・会議等で苦情事例に基づく再発防止策を研修・徹底しました。	顧客との信頼関係を良好にし維持向上することを第一とし、そのため苦情事例の分析を行い、再発防止、サービス向上・商品開発等業務に活かしていきます。
6. 進捗状況の公表	半期ごとの内容について、ホームページ等で公表します。	15年度上期の進捗状況を公表します。	15年度下期及び16年度上期の進捗状況を公表します。	上期の状況について各担当セクションにて検討・実施し、その結果についての公表準備を行いました。	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	法令等が変更された場合には、必要に応じて自己査定及び償却・引当の方法の適正化を実施します。	必要に応じて行います。	必要に応じて行います。	自己査定及び償却引当については従来から適切に処理しており、14年度についても引き続き適切な処理を行いました。	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	売買事例データの収集とデータの正確な分析に努め、担保評価方法の合理性を維持します。	データの収集及び正確な分析により、評価の合理性を検証します。	データの収集及び正確な分析により、評価の合理性を検証します。	不動産売買事例のデータの収集・分析による路線価倍率基準の策定及び検証の実施により、評価の合理性の継続的な検証を行いました。	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示				従来より本決算において保全状況は開示していますが、今年度から中間決算(15年9月期)においても開示しました。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4月～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスクデータベースを整備し、内部格付制度を改善したのち、金利設定基準を新たに定めていきます。	新格付制度の導入を検討します。	新格付制度を導入し、新金利設定基準の検討を行います。	予想倒産確率計算システムを格付作業時に参照しながら利用方法の検討を行っています。	格付制度は信用リスクデータベースに基づき計算される予想倒産確率スコアリングを加味したものとします。 金利設定基準は、担保アンカバード分の予想貸倒率から計算されるリスクプレミアムをより正確に反映した基準とします。
3. ガバナンスの強化					
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	全信協での検討結果を踏まえ、全信協が定める情報開示の任意項目について検討します。	全信協が取りまとめた情報開示の必須項目をもとに総代機能向上策とディスクロージャー誌への掲載方法を検討します。	ディスクロージャー誌に対するヒアリング等実施し、協同組織運営、総代会制度等の理解状況を把握するよう努めていきます。	全信協案をもとに当金庫としての総代機能向上策とディスクロージャー誌への掲載方法等の検討を行っています。	
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	全信協から示される情報開示の方針を受け、業務、とりわけ融資業務について地域貢献の実状を分かりやすく開示します。	15年11月中に情報開示をするための手法等の検討を行います。	16年3月末ディスクロージャーで詳細マネーフロー図とその解説を示し、地域貢献の実状を開示します。	平成14年度の地域貢献に関する状況について、上半期中に公表する為の準備を行い、平成15年11月、ホームページ上に公表しました。	